ザ・ナイツレポート No. 25001 (コード:101004000400) ■ 発行/ 2025.1.8

排水基準の変更について(大腸菌群数から大腸菌数/



「水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令」(令和 6 年政令第 1 号)が 2024年1月4日に、「水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の一部を 改正する省令」(令和6年環境省令第4号)が2024年1月25日にそれぞれ公布されました。 これにより、水質汚濁防止法で定められた一般排水基準の項目と基準値が変更になります。 この法改正は、**2025 年 4 月 1 日から施行**されます。

- ①「水質汚濁防止法施行令」(昭和46年政令第188号)に規定する項目 大腸菌群数 → 大腸菌数
- ②「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)に規定する排水基準 大腸菌群数 3000 個/cm → 大腸菌数 800 CFU/m1 ※ CFU=コロニー形成単位

また、上記の改正に伴い、水質汚濁防止法における大腸菌群数の検定方法が規定されている 「下水の水質の検定方法等に関する省令」(昭和 37 年厚生省・建設省令第1号) についても 改正が行われ、検定方法が下記へ変更となります。

大腸菌群数 デソオキシコール酵塩基質培地を使用

大腸菌数

5—ブロモ—4—クロロ—3—インドリル—β—D—グルクロニドを 含む寒天培地を使用

<改正の経緯>

水質汚濁防止法に基づく排水基準は、環境基準の維持・達成等を目的に設定されます。

環境基本法に基づく公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する 環境基準の項目とされていた大腸菌群数が大腸菌数に改正され、2022年4月から施行されてい ます。この背景として、これまでの大腸菌群数の測定値には、ふん便汚染のない水や土壌等に 分布する自然由来の細菌も含んだ値が検出されると考えられており、ふん便汚染の指標性が低 いことが指摘されていました。また、今日では、基準設定当時の培養技術にはなかった簡便な 大腸菌の培養技術が確立されていることから環境基準が改正されました。

このような経緯があり、排水基準においても環境基準と同一に管理するために、ふん便汚染 の指標についての見直しが行われ、今回の改正に至ります。

詳しくは、当社 分析担当者(フリーダイヤル0120-01-2590)までお気軽に お問い合わせ下さい。

The Knights of Environmental Science ■事業内容■ 内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2 TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817 URL: www.knights.co.ip

①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 ②ビル管理に伴う水質検査·空気環境測定 ⑥絶縁油中のPCB分析 ③水道法第20条に基づく水質検査 ④製品開発・品質管理に伴う化学分析

⑤アスベスト分析 ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 ⑧土壤分析・建設発生土(残土)分析

